

令和5年度 伊加賀小学校 学校経営方針

1. 基本方針

- ・日本国憲法、教育基本法等の教育諸法規・法令に則り、保護者、市民の信託に応える教育を推進し、豊かな心と、自主性・創造性・実践力に富む児童の育成に努める。
- ・児童及び地域の実態を踏まえ、校長のリーダーシップの下、責任ある組織的・計画的な教育活動と全教職員の創意工夫を生かした教育実践を通して、児童一人ひとりの人間形成を図るため、学び続ける教職員とめざす子ども像の具現化に努める。

2. 学校教育目標

『**明るい子・思いやりのある子・考える子・最後までやりぬく子**』

めざす子ども像

- ・明るい子：明朗で心身ともに健康な子。
- ・思いやりのある子：自他ともに認め合い、友だちを大切に仲間どうし支え合える子。
- ・考える子：物事について：自らよく考え探求し、正しい認識と判断により積極的に実践する子。
- ・最後までやりぬく子：強い心と身体で困難を克服し物事をやり遂げる子。

3. 重点目標

「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

(1) 確かな学力と自立を育む教育の充実

知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康・体力)の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させる。確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究を設定し、学校の組織的な取組を進める。

(2) 教職員の資質・指導力の向上

子どもが集中して取り組める落ち着いた授業と不安のない学校生活を保障し、規律を重んじた秩序ある学校をめざす。そのため、教職員が勤務時間の内外を問わず、児童・保護者・地域の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高めるよう、指導を徹底する。また、業務の在り方の適正化を図り、教職員が働きがいを感じ、誇り持って働ける環境づくりに努め、学び続ける教職員を育成する。

(3) 学びのセーフティネットの構築

子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校生活を送れるよう教育環境の充実を図り、児童が自らの命を守り抜くために「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。一人一人の児童の人格を尊重し、自己実現への指導・支援を行う。系統性・継続性のある生徒指導を行い、いじめ・暴力行為等問題行動の未然防止・早期解決・再発防止及び不登校児童の社会的自立に取り組む。

4. 令和5年度の重点取組(今年度のテーマ)

1. 安全・安心・信頼の学校づくり (学びのセーフティネットの構築)
2. 確かな学力の育成と授業改善 (学力課題の解決・自立した学び手の育成)
3. 豊かな学びを支える学校づくり (開かれた学校運営と業務改善の推進)

1. 安全・安心・信頼の学校づくり (学びのセーフティネットの構築)

学校は、子どもたち一人一人が学ぶ楽しさを感じながら、心から安心して過ごすことのできる安全な場所であればならない。安全教育にあたっては、児童が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、また防災教育にあたっては、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。



生徒指導においては、近年の問題行動の多様化や低年齢化に対して、全教職員がカウンセリングマインドを身に付け、内面にせまる心の通った指導を行う。とりわけ、いじめは重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題として、速やかかつ組織的に取り組む。子ども・保護者・地域の願いに応え、「安全・安心・信頼の学校づくり」を進め、子ども・保護者・地域から感謝される学校づくりを行う。

2. 確かな学力の育成と授業改善 (学力課題の解決・自立した学び手の育成)

課題に正対した根拠に基づく校内研究(研究テーマ)を設定し、「学力向上プラン」を活用しながら組織的かつ計画的に取組を進める。教員が協働して取り組むことで、教員一人一人の授業力が向上するとともに、子どもたちの資質・能力を育成することができる。学習指導要領の理念である「主体的・対話的で深い学び」のため、教師主体の一斉授業から脱却をし、「教え」から「学び」への転換を図る授業展開に積極的に取り組んでいく。また、一人ひとりの学力や進度に合わせた家庭学習や自学自習などの「個別最適な学び」や、児童の思考がアクティブになる「協働的な学び」を実現し「確かな学力」の育成を図る。



3. 豊かな学びを支える学校づくり (開かれた学校運営と業務改善の推進)

学校への信頼の醸成や課題解決の促進のため、学校情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へとつなげていく。

複雑化・多様化した課題を解決していくために、カリキュラムや



日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせる。また、教職員一人一人が力を発揮し、更に伸ばしていけるよう、それぞれが自分の働き方と向き合うとともに、**学校の組織文化も含め見直しを検討し、業務改善等の取組を進める。**

5. 具体事項

(1) 学校運営体制の確立

- ① 責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- ② 機能的な学校運営を進めるため、校務分掌の見直し・教職員の事務負担軽減の取組を推進する。
- ③ 幼保こ・小・中学校の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を推進する。
- ④ 学校経営方針及び重点目標について、コミュニティスクールでの議論や情報共有を行う。

(2) 学習指導の充実

- ① 学力向上委員会及び学年会を校内組織体制に位置づけ、年間指導計画に則った学習の進捗状況の管理、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業づくりや教材研究、ICTの活用等、学力向上プランを軸とした PDCA サイクルに基づく取組を充実させる。
- ② 校内研究推進体制を確立し、校内研究の充実を図る。研究授業・研究協議会等については学期に1回実施、その内1回は他校の教職員が参加できるような体制を整える。
- ③ 「枚方版 ICT 教育モデル」を活用しながら、各教科の授業において1人1台端末を日常的かつ効果的に活用する場面を設ける。また家庭学習の定着に向け、タブレット端末を有効活用することで、授業と家庭学習のシームレスな学び実現に向けた取組を充実させる。

(3) 進路指導の充実

- ① 児童が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行う。
- ② 一人一人の児童が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識し、中学校区において作成したキャリア教育の全体計画の検証・改善に努める。

(4) 道徳教育の充実

- ① 道徳科の授業においては、児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫する。
- ② 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。

(5) 人権教育の推進

- ① 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、「生きる力」を育む教育活動の基礎として、あらゆる教育活動において、一層計画的・総合的に推進する。
- ② 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、障害についての理解を深める教育を系統的に実施する。
- ③ 障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進める。

(6) 健康教育の推進

- ① 新型コロナウイルス感染症の対応については、国・府・市作成のマニュアルを参考に、学校生活の様々な場面において感染症対策に努める。学校において感染が確認された際に適切に対応できる対策を整備する。また、状況に応じて常に見直しを図っていく。
- ② 「全国体育・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を分析・活用した、体力向上推進計画を作成し、学校の教育活動全体で効果的に取り組む。また、家庭・地域と連携して、積極的に体力向上の取組を推進する。
- ③ アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー対応疾患の手引き（令和2年度版）」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、安心して学校生活を送ることができるように努める。万一の場合は、適切に対応できるよう体制を整え、事故防止に努める。

(7) 特別活動・その他の教育活動の推進

- ① 学校の実態や児童の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。
- ② 儀式的行事は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。

(8) 教職員のサービスの適正化

- ① 教職員等による児童に対する性暴力等は、児童の権利を著しく侵害し、児童に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されないことについて、教職員研修を実施し、未然防止に向けた取組を徹底する。
- ② 勤務時間の内外に問わず、あらゆる機会を捉えて教職員の不祥事防止の徹底を図る。

(9) 学校の働き方改革の推進

- ① 学校現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- ② 学校経営方針において、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、その方針に沿って学校運営を行う。
- ③ 教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させ、校内の業務の在り方の適正化を図る。

(10) 教職員研修の充実

- ① 日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整え、初任者及び経験の浅い教職員の育成を図る。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努める。
- ② 児童の主體的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業改善を組織的・計画的に進める。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実を図る。
- ③ 学校環境を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成する。

(11) 支援教育の充実

- ① 校内組織体制を整備して、すべての児童、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。

(12) 学校園・家庭・地域の連携

- ① 児童に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。

- ② 各学校の学校運営に係る経営方針及び重点目標や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。

(13) 安全の確保

- ① 安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ② 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施し、常にその改善に努める。
- ③ 防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図る。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図る。

(14) 生徒指導の充実

- ① 生徒指導にあたっては、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。
- ② いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努める。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく「いじめ等問題行動対策委員会」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ 児童を対象にスクリーニングを実施する等、子どもの些細な変化を教職員で共有するよう取組を進める。不登校または不登校の兆しのある児童に対し、家庭訪問を行ったり、ICT 機器を活用したりするなど、きめ細やかで適切な対応を図る。

(15) 教育環境の活用

- ① 学校施設の日常的な管理を行うとともに、児童の「自分たちの学校を大切に使おう」という気持ちを育てる。
- ② ICTを学校園運営等に効果的に活用できるよう取組を進める。
- ③ ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったりテラシーを身につけ、活用に努める。

(16) 学校図書館機能の充実

- ① 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- ② 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

(17) 社会教育と学校教育の連携

- ① 地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させる。

(18) 児童の放課後対策の推進

- ① 留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努める。
- ② 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図る。
- ③ 総合型放課後事業は児童の非認知能力の育成に資する事業であり、学校教職員は、本取り組みの趣旨等を理解し、連携・協力する。